

政令第二百三十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第五十条第一項の政令で定める数）

第十四条 法第五十条第一項の政令で定める数は、百二十とする。

第二十四条中「第十四条」を「第十三条」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。